

旭市液状化対策検討委員会 委員名簿

氏 名	所 属 等
石原 研而	中央大学研究開発機構 教授
尾上 篤生	長岡工業高等専門学校 名誉教授
塚本 良道	東京理科大学理工学部土木工学科 教授
松下 克也	株式会社ミサワホーム総合研究所 部長
川口 幸男	社団法人千葉県建築士事務所協会 東総支部 支部長
太田 博	旭市建設業災害対策協力会

(敬称略)

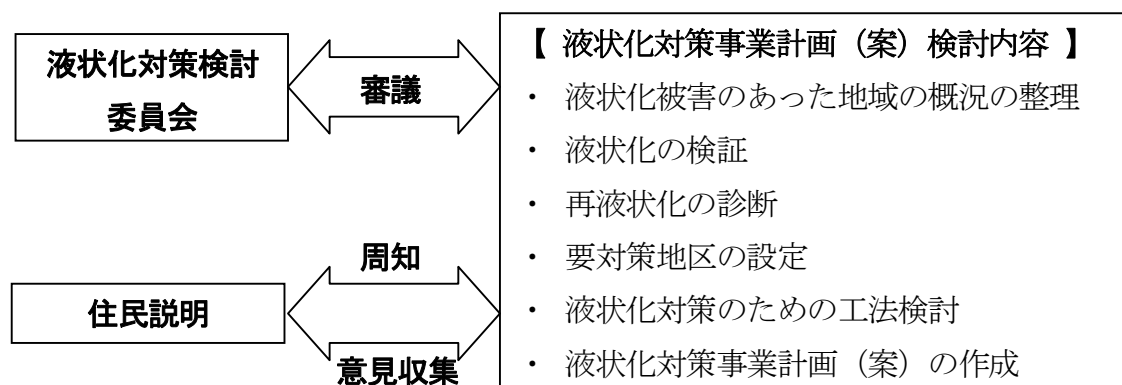
旭市液状化対策検討委員会 事務局名簿

氏 名	所 属 等
伊藤 恒男	都市整備課長
岩井 正和	都市整備課主幹
浪川 正彦	都市整備課 都市計画班
林 一美	都市整備課 都市計画班
吉田 昌永	都市整備課 都市計画班
坪井 康之	パシフィックコンサルタンツ(株)九州支社国土保全事業部 環境・地盤室
工藤 富士樹	パシフィックコンサルタンツ(株)国土保全事業本部 環境・地盤技術部
松田 繁樹	パシフィックコンサルタンツ(株)国土保全事業本部 環境・地盤技術部

旭市液状化対策検討委員会について

1. 趣旨

東日本大震災により液状化被害を受けた地区における被害状況の調査分析及び旭市液状化対策事業計画の策定にあたり、その安全性、経済性等の妥当性について地盤の液状化に関する専門家等の意見を反映させるため、旭市液状化対策検討委員会を設置する。



2. 委員名簿

資料- 1 参照

3. 主な検討事項

- ・ 液状化被害のあった地域の概況の整理
- ・ 液状化の検証
- ・ 再液状化の診断
- ・ 要対策地区の設定
- ・ 液状化対策のための工法検討
- ・ 液状化対策事業計画（案）の作成

○旭市液状化対策検討委員会設置要綱

平成 2 5 年 1 月 4 日

旭市告示第 8 号

(設置)

第 1 条 東日本大震災により液状化被害を受けた地区における被害状況の調査分析及び旭市液状化対策事業計画の策定にあたり、その安全性、経済性等の妥当性について地盤の液状化に関する専門家等の意見を反映させるため、旭市液状化対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、旭市液状化対策事業計画を策定するため、次の各号に掲げる事項について協議及び検討を行うものとする。

- (1) 液状化被害の調査方法に関すること。
- (2) 液状化の発生原因に関すること。
- (3) 再液状化に関すること。
- (4) 液状化対策工法に関すること。
- (5) 液状化対策事業計画に関すること。
- (6) その他液状化対策事業計画の作成にあたり、必要と認められること。

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 6 人以内をもって組織する。

2 委員は、地盤の液状化に関する専門家その他学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条に規定する事務が終了するまでの間とする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の総数の半数以上の者が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、都市整備課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、公示の日から施行する。

市街地液状化対策事業

1. 事業概要

東日本大震災による地盤の液状化により著しい被害を受けた地域において、再度災害の発生を抑制するため、道路・下水道等の公共施設と隣接宅地等との一体的な液状化対策を推進する。

2. 補助対象

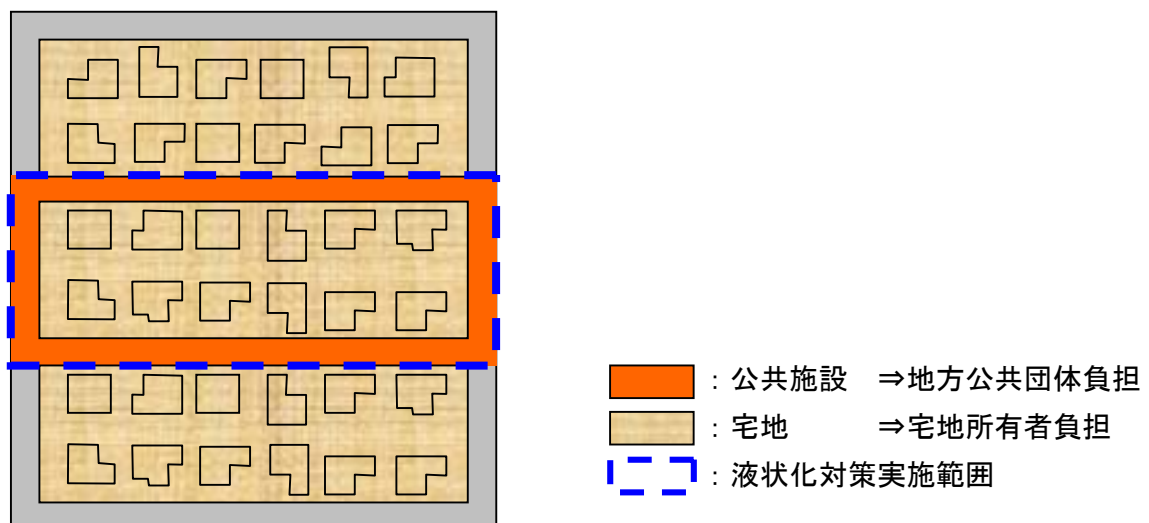
- ① 液状化対策事業計画※の案の作成（付随する調査含む）及びコーディネートに要する費用に対する支援
- ② 液状化対策事業計画に基づき実施される以下の補助要件を満たす事業（設計費・工事費）及び付随する調査に要する費用に対する支援

3. 補助要件

- ① 液状化対策事業計画※の区域内で行うもの
- ② 液状化対策事業計画の区域の面積が3,000m²以上でありかつ、区域内の家屋が10戸以上であるもの
- ③ 液状化対策事業計画の区域内の宅地について所有権を有する全ての者及び借地権を有する全ての者のそれぞれ3分の2以上の同意が得られているもの
- ④ 公共施設と宅地との一体的な液状化対策が行われていると認められるもの

※液状化対策事業計画の策定に当たっては、第三者の意見を求める機関として学識経験者から構成される委員会を設置し、当該計画に対して意見を聴くものとする。

4. 液状化対策事業概念図



旭市液状化対策事業計画検討概要

1. 検討目的

旭市では、東日本大震災により地盤に著しい液状化被害を受けた地域について、道路・水道等の公共施設と宅地の一体的な再液状化防止対策を推進することにより公共施設の被害を抑制することを目的とし、液状化対策の検討をおこなう。

本委員会では、液状化被害を受けた住民の意向調査、被害状況の整理、地盤調査箇所及び手法の検討、調査結果を用いた解析、対策工法の検討、液状化対策事業計画(案)の作成を行う。

なお、本委員会で審議した内容は、市民説明会において住民へ周知し、併せて住民の意見も取り入れることとする。

2. 検討箇所

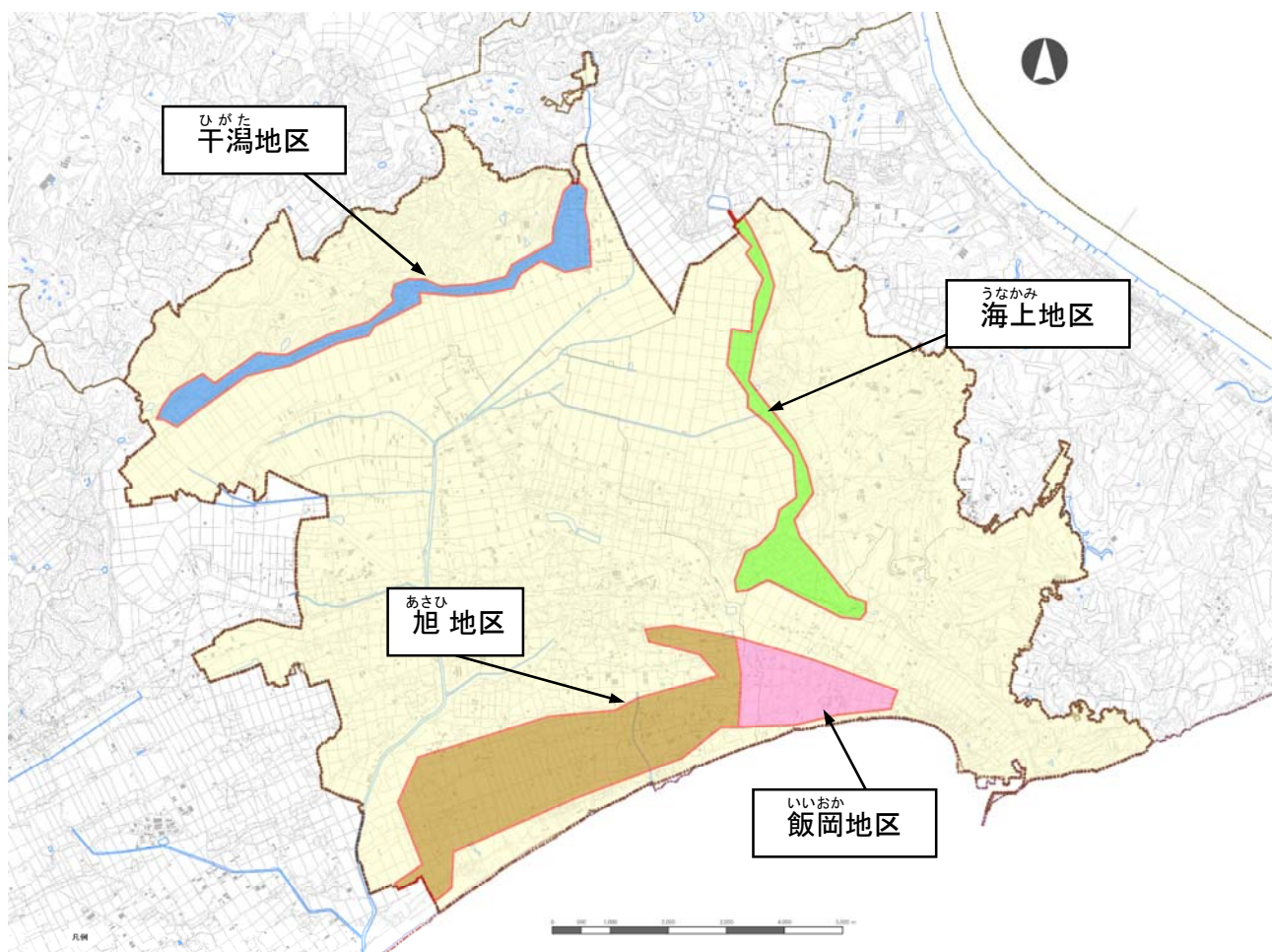


図-1 検討箇所位置図

3. 検討フロー

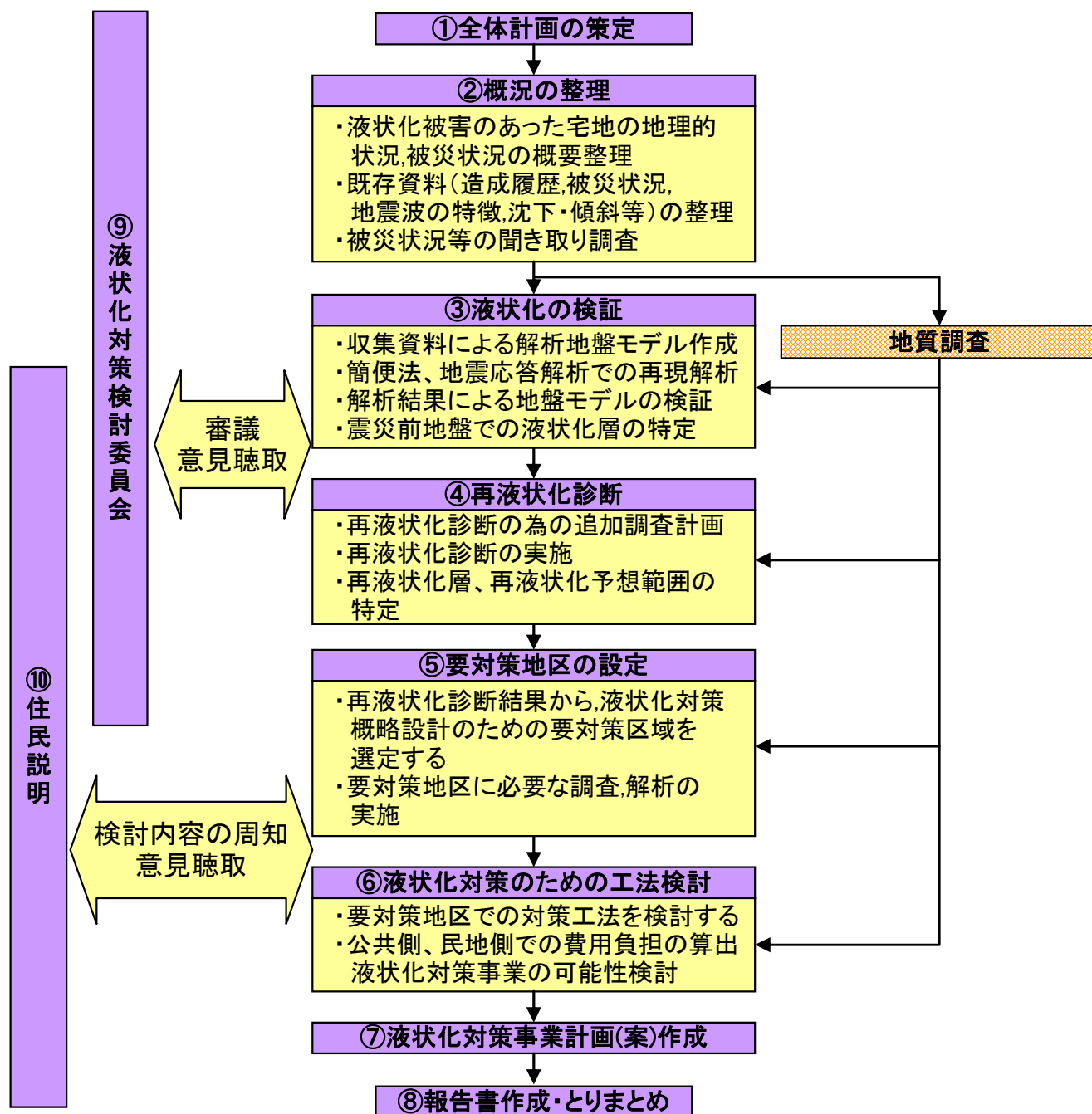


図-2 検討フロー

4. 検討工程

	平成25年度												備考
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	
①全体計画の策定													
②概況の整理													
③液状化の検証													
④再液状化診断 (地質調査)													
⑤要対策地区の設定													
⑥液状化対策のための工法検討													
⑦液状化対策事業計画(案)の作成													
⑧報告書作成・とりまとめ													
⑨液状化対策検討委員会													
⑩住民説明													適宜実施予定